



# 研究活動における不正行為 研究費の不正使用の 根絶に向けて

No.05 (2023-Spring)

東京藝術大学

学生の皆さんへ



TOKYO GEIDAI

学生の皆さんは

## 研究費の不正使用 なんて

「自分には関係のないこと」だと思っていないですか？

**!** 学生であっても、研究を行うときは「研究者」とみなされます。研究者は、「研究活動における不正行為」「研究費の不正使用」を行ってはならないとされています。

本学の教育研究で使用する原資の大部分は、国からの交付金や補助金（元々は国民の税金）であり、公的研究費を不正使用することは当然ながら許されません。不正使用を行った教職員は厳しい処分を受けることとなり、本学に対する社会の信頼をも失ってしまいます。

しかし、不正は意外と身近に存在するかもしれません。学生が研究費の不正使用に巻き込まれる事例が、他の研究機関で発生しています。知らない間に不正に加担していたということが起こらないように、十分に気をつけてください。

自分が不正に巻き込まれることがないように、  
以下の内容をよく確認し、適切に処理を行うようお願いします。

カラ出張（旅費） <b>×</b>	プール金（キックバック） <b>×</b>	虚偽の報告 <b>×</b>
<p>実態のない出張の旅費を大学に支払わせる行為</p> <p>【事例】 出張していないにもかかわらず、出張したと偽って旅費を大学に支払わせた。</p>	<p>旅費を不正に請求し、その支払い金を研究室や個人等で管理する行為</p> <p>【事例】 他の機関からも旅費が支給される事実を申告せず、研究室の学生旅行について、2つの機関から旅費を重複受給し、当該学生に振り込まれた旅費を担当教員が現金で回収し、研究室内で管理して消耗品などの購入に充てた。</p>	<p>実態と異なる出張報告や、虚偽の書類を提出する行為</p> <p>【事例】 3日間の日程で出張を予定し、予定表を提出していたが、実際には2日間の出張となったにもかかわらず、変更を行わず、3日間分の旅費を受け取った。</p>
カラ謝金 <b>×</b>	プール金（キックバック） <b>×</b>	虚偽の報告 <b>×</b>
<p>実態を伴わない作業の謝金を大学に支払わせる行為</p> <p>【事例】 実際には作業していないにもかかわらず、作業したと偽って謝金を大学に支払わせた。</p>	<p>謝金を不正に請求し、その支払い金を研究室や個人等で管理する行為。</p> <p>【事例】 学生に架空の勤務日、時間を出勤表に記載させ、当該学生が業務を実施したように装い、大学から学生に振り込まれた謝金を担当教員が現金で回収し、研究室内で管理して消耗品などの購入に充てた。</p>	<p>実態と異なる業務時間の報告や、虚偽の書類を提出する行為</p> <p>【事例】 予定より業務時間が増えたが、予算が足りないため予定どおりの時間で出勤表に記載した。 予定より業務時間が減ったが、予定通りの時間で出勤表に記載した。</p>

雇い上げ（アルバイト）や謝金業務、出張（旅費）は、事実に基づくものですか？

大学から支給される経費の内容を確認していますか？

またそれらを教員に渡すように指示されてはいませんか？

### 相談・通報窓口について

もし、不正行為にあたるような行為に気がついたときには、下記までご相談ください。

※相談・通報したことを理由とする修学上の不利益を被ることはありません。

相談窓口

東京藝術大学社会連携課 TEL:050-5525-2778

通報・告発の  
受付窓口

東京藝術大学社会連携課  
TEL:050-5525-2345 E-mail: tsuho@ml.geidai.ac.jp

対象者

本学において研究活動を行うすべての者（常勤、非常勤、招聘職員、インストラクター、学生等の身分及び客員教授、特任教員、客員研究員、リサーチ・アシスタント等の呼称を問わない。）